

第4章

望ましい環境像と施策の体系

本章では、本計画が目指す「望ましい環境像」とその実現に向けた施策の基本方針、施策の体系を示します。

第1節 望ましい環境像

私たちを取り巻く環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、私たちが健康で文化的な生活を営む上において、健全で恵み豊かな環境は欠くことのできないものです。健全で恵み豊かな環境を未来の世代に受け継いでいくためには、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず、地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識することが重要です。また、環境との共生が健全な状態に保たれ、資源の適正な管理や循環的な利用を推進するなど持続可能な社会づくりを基本とした上で、市民、事業者及び行政のすべての関係者が協力し合いながら、それぞれの立場で行動していくことが求められています。

私たちは、本市の恵み豊かな環境を維持・保全するとともに、よりよい環境の再生・創出を行い、未来の世代につなげていく責務を有しています。

これらを踏まえ、船橋市環境基本計画では、望ましい環境像を以下のとおり定め、この環境像の実現を目指します。

みんなでつくり 未来へつなぐ 恵み豊かな環境

本市は、恵み豊かな東京湾に面し、内陸部に水と土壌に恵まれた谷津の入り込んだ下総台地が広がり、数千年前から人々の暮らしが営まれ、農漁業が盛んなまちとして栄えてきました。しかし、昭和30年代半ばからの経済成長を背景とし、工場、事業場の進出が進み、昭和40年代半ば以降、宅地開発も進み人口の急激な増加をもたらしました。このような都市化の進展、社会経済活動の活発化に伴い、公害や自然破壊などの環境問題がグローバルアップされました。その後、バブル経済の崩壊に代表されるように社会経済環境は大きく変化を遂げています。

近年の環境問題についてみると、都市基盤の整備、ITの普及や第3次産業の拡大による事業活動の活発化などに伴い、生活の利便性が高まり、生活様式も多様化する一方、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型・生活型の環境問題が顕在化しています。さらに、地球温暖化や生物多様性の問題のように、一人ひとりの生活や都市の活動そのものが直接・間接的に地球規模で環境に影響を与えているものもあり、従来の公害や自然破壊などの環境問題とは異なる新たな対応が求められていることから、望ましい環境像の実現を図るため、生活環境、自然環境、地域環境、地球環境ならびに環境保全活動の5分野の基本方針を掲げ、それぞれの施策を進めていきます。

第2節 施策の基本方針

本市の恵み豊かな環境を未来に受け継いでいくためには、水辺や緑といったかけがえのない貴重な自然を活かしながら、人と自然が共生する環境負荷の少ないまちづくりを進める必要があります。併せて、清潔で快適な生活環境・地域環境など、市民の健康と生活を守るための生活基盤の整備を行い、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。

本計画では、望ましい環境像を実現するため、以下に定める基本方針のもとに、本市の特色を活かしながら各種の施策を展開していきます。

1. 安全な生活環境の保全

本市では、社会経済活動の活発化とともに人口の集中や産業の集積などが進んだため、大気汚染や河川・海域の水質汚濁など、公害の問題が顕在化してきました。

公害の未然防止のためには、一人ひとりが環境の許容限度や復元力には限界があることを認識するなどの意識改革を進めることが必要です。また、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、自然界の健全な物質循環を確保することにより、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことが必要です。

本計画では、人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努めることにより、安全な生活環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

2. 生物多様性の確保

本市では、雑木林や斜面林、水辺環境などの自然が残され、市民の森などとして保全が図られていますが、広範囲にわたって都市化・宅地化が進行し、樹林地や農地の減少、耕作放棄地の増加などにより生物多様性を育む環境が失われつつあります。

自然を保全し生物多様性を確保するためには、生物多様性の保全の基本的事項を定めた生物多様性地域戦略の策定の検討を進めるとともに、損なわれた自然を回復するには長い時間を要することを正しく認識した上で、残された貴重な自然を適切に保護・利用することが必要となっています。また、新たな水辺や緑などを積極的に創出することにより、質の高い自然環境の確保に努めることが求められています。

本計画では、生物多様性を確保するため、水辺や緑といった貴重な自然を活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいくものとします。

3. 快適な地域環境の保全

本市では、高度成長期における急速な人口増加と都市化により、市街地における公園・緑地の整備や都市景観への対応などが十分に行われていない状況にあります。

このため、今後は市街地における公園・緑地の整備と緑の創出、まちなみ景観の形成、環境美化の推進など、潤いのある都市環境の創造を進めることにより、清潔で快適な生活基盤の整備に努めることが必要です。

本計画では、地域住民が生活していく上での満足度の向上に努め、誰もが安らげる環境を創出することにより、快適な地域環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

4. 未来に向けた地球環境の保全

本市では、エネルギー消費量の増加に伴い、市域からの温室効果ガス排出量が増加してきていることが報告されています。

このため、今後は一人ひとりが自らの活動が地球レベルでの環境問題に影響を及ぼしていることを認識した上で、環境に配慮した行動に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルを確立することが必要です。

本計画では、資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用、及び廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することにより、かけがえのない地球環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

5. 協働による環境保全への取り組み

環境保全の取り組みを進めるためには、一人ひとりが様々な環境問題に対して理解を深め、市民、事業者、市のすべての関係者が適正な役割分担のもとで相互に協力・連携し、自主的かつ積極的な取り組みへの参加を図ることが必要です。

本計画では、市民や事業者の環境保全への取り組みが促進されるよう、環境学習や環境教育を推進し、日常生活や事業活動、地域活動などのあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的に行うことのできる人を育成するとともに、市民、事業者、市が協働して環境の保全に取り組むことのできる人づくりやしくみづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を市民、事業者、市等で作くり、未来へつなげていくものとします。

第3節 施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、「望ましい環境像」の実現を目指します。

